

## 侵略的外来水生植物対策の新しい目標について（報告）

### 1 これまでの経緯

- オオバナミズキンバイ（オオバナ）およびナガエツルノゲイトウ（ナガエ）（以下、「オオバナ等」という。）は、ともに外来生物法の「特定外来生物」に指定されている水陸両生の植物であり、葉や茎の断片から発根して新しい個体となる「栄養繁殖」という特徴がある。
- 琵琶湖では、オオバナは平成 19 年（2007 年）に南湖東岸で、ナガエは平成 16 年（2004 年）に北湖東岸の内湖で、それぞれ初めて確認されて以降、分布範囲を次第に拡大し、特に南湖でオオバナが大幅に増加したことから、平成 26 年（2014 年）3 月に、県、関係市、関係団体等で構成する「琵琶湖外来水生植物対策協議会」を設立し、駆除対策を行っている。

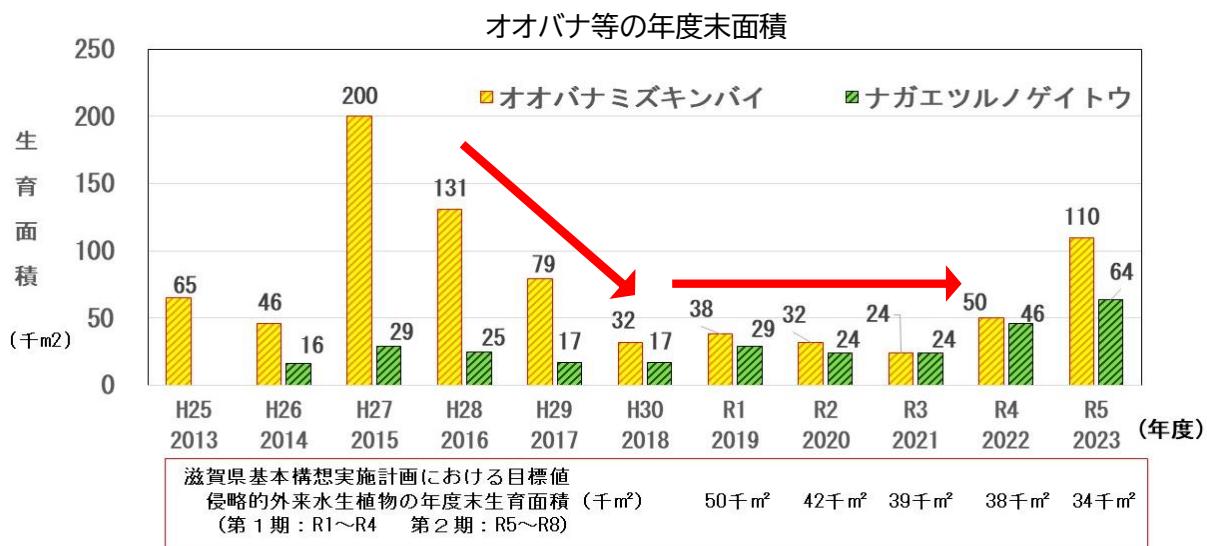


オオバナミズキンバイ

ナガエツルノゲイトウ

オオバナミズキンバイのマット状群落

- オオバナが大繁茂し、葉や茎が茂り、水面を一定の厚みで覆っている、いわゆるマット状群落を形成し、船舶の航行障害や生態系への影響が懸念されたことから、機械駆除等による対策を行った結果、平成 27 年度をピークにオオバナの生育面積を大幅に縮減することができた。
- その後、低密度状態を維持するため、巡回・監視による早期発見と早期駆除の対策を講じることにより、平成 30 年度末以降、オオバナ等は、令和 3 年度まで低密度状態（機械駆除を必要としない状態）を維持してきた。しかし、令和 4 年度以降から増加傾向に転じている。



## 2 現在の状況と課題

- オオバナ等の生育面積は令和4年度以降から増加傾向に転じているが、かつてのように琵琶湖上にマット状群落を形成したのではなく、伊庭内湖（東近江市）やヨシ植栽地内部等で局所的に増加したことによるものである。

〈重点対策箇所における外来水生植物の生育面積の状況〉

(単位:千m<sup>2</sup>)

区分	主な例	オオバナ			ナガエ			2種合計		
		R5末	R6末	増減	R5末	R6末	増減	R5末	R6末	増減
分散リスク 高い	琵琶湖の水際・港湾・橋門・水門・河川・水路(②以外)	3.8	1.3	▲ 2.5	7.4	5.6	▲ 1.8	11.2	6.9	▲ 4.3
分散リスク 低い	① 伊庭内湖	47.9	78.2	30.3	0.4	0.0	▲ 0.4	48.3	78.2	29.9
	② 希少種生育箇所	1.2	2.7	1.5	0.7	1.0	0.3	1.9	3.7	1.8

- 分散リスクが高い箇所では生育面積の増加は一定抑制できている一方、オオバナ等が他の水域へ分散するリスク（分散リスク）が低い箇所では増加しており、県全体で、低密度状態を維持しているが、分散リスクをはじめ、地域特性に応じた対策とその評価（目標）が課題となっている。

## 3 今後の対策と目標について

- かつてのように琵琶湖でオオバナ等が大繁茂し、マット状群落を形成する状況はないが、低密度ながらも、県内全域に分布が拡大し、また、伊庭内湖などで局所的に増加している状況を踏まえ、スケールメリットを活かした駆除対策と地域によるきめ細やかな駆除の連携により局所的な根絶を図る新たなモデルを検討する。
- また、これまで県全体の生育面積で評価してきたが、これらの対策に対応する（モニタリング）目標を設定することを検討している。

	課題	対策	目標
これまで	マット状群落等の生育面積の低減	<ul style="list-style-type: none"> <li>機械と人力による大規模駆除</li> <li>早期発見および早期駆除</li> </ul>	オオバナ等の年度末生育面積
これから	<ul style="list-style-type: none"> <li>マット状群落の形成など大規模繁茂の防止</li> <li>希少種の保護、局所根絶等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>分散リスクが高い箇所でのスケールメリットを活かした駆除（対策業務）</li> <li>地域特性を踏まえた地域と連携したきめ細やかな駆除（モデル委託業務）</li> </ul>	<p>(例) 【琵琶湖等で分散リスクが高い箇所】 200 m<sup>2</sup>以上のマット状群落の数0 【地域特性を踏まえて対応する箇所】 希少種の生息・生育保護、局所根絶</p>

## 【考え方】

- ・ 様々な研究成果において、マット状群落が、日光の遮断や低酸素状態等の、生態系等に対する負の影響を与えることが懸念されている。
- ・ 生態系等へ影響を与えるマット状群落について、これまで県で、機械駆除を必要とする面積の基準としてきた「200 m<sup>2</sup>」を、大規模繁茂を再び繰り返さないための最低限の目標とし、対策を講じる。

## 【県と地域とが連携した駆除モデルの検証】

- ・ 「オオバナミズキンバイは、3週間に1回の除去頻度で、低密度での制御が可能」とする研究結果を踏まえ、県と地域が連携し、3週間に1回の頻度で駆除を実施することで、局所根絶を目指す新たな駆除モデルについて検証を行う。
- ・ 県による広範囲のスケールメリットを活かした対策と、地域団体やボランティア団体による地域特性に応じたきめ細やかな駆除を連携して行うことで、オオバナ等の対策に取り組む。

### ○令和7年度外来水生植物地域駆除モデル業務の実施箇所（計2箇所）

- ・ 大津市南部東岸地域（瀬田浦クリーク周辺水域）
- ・ 守山市南部地域（赤野井湾周辺水域）

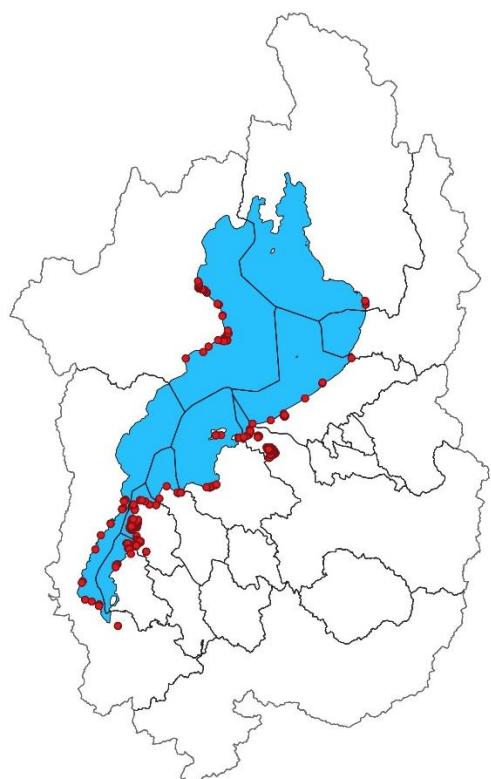
## 参考1：侵略的外来種の定着段階と防除の困難度

（環境省：外来種被害防止行動計画（令和7年3月改正））

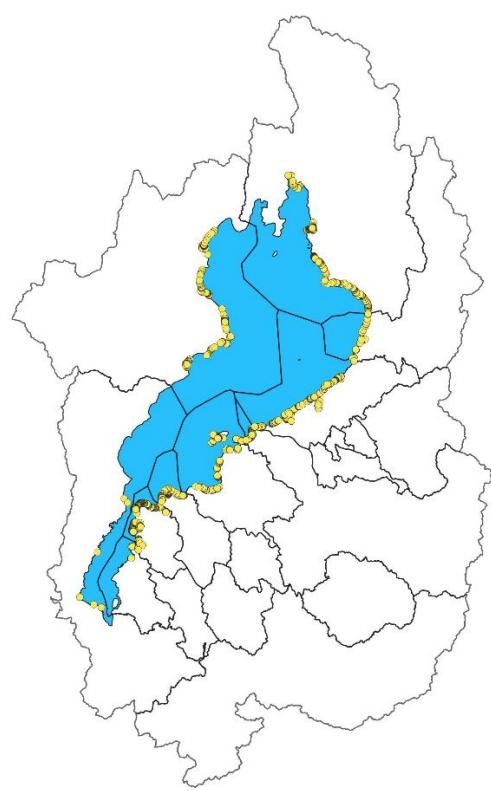
早い段階で対応するほど目標達成までの期間は短くなり、保全対象への影響を少なく抑えることができる



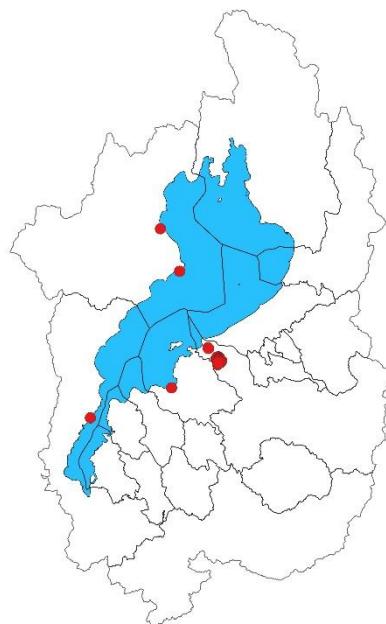
参考2：令和6年度末における外来水生植物の分布状況



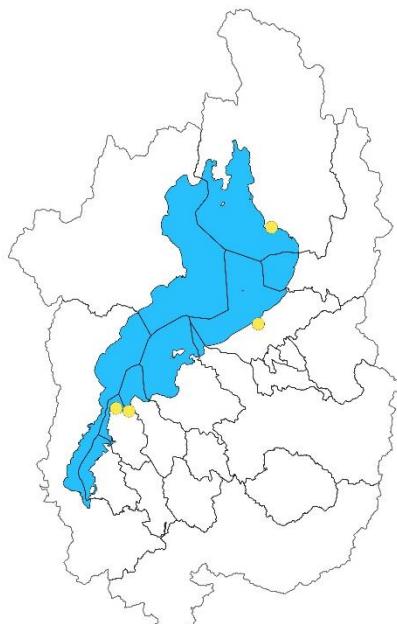
①オオバナミズキンバイ



②ナガエツルノゲイトウ



③オオバナミズキンバイ  
(200 m<sup>2</sup>以上の群落)



④ナガエツルノゲイトウ  
(200 m<sup>2</sup>以上の群落)